

様式第1号その2（第6条関係）

(表)

土砂埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）

土砂埋立て等の変更許可の申請をしようとする者（ ）の行う
土砂埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意
します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（m ² ）

また、同意の前提として、上記の土砂埋立て等の変更許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

年 月 日

土地の所有者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(裏)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第八条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第十条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第三号までに掲げる事項（同条第一項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 2 第十二条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 第二十二条第一項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第二十六条 第八条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第七条の許可又は変更許可の内容（第八条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行なう者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 3 第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第二十七条 知事は、第二十三条（同条第二項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第一項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第七条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
 - 二 前条第二項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条 第二十七条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）

- 第二十四条 条例第二十六条第一項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならぬ。
- 一 当該施工の状況が条例第八条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - 二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第二十六条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行なうことができる。